

別表1（第3条、第4条、第5条、第7条関係）

1 対象事業	2 交付事業者	3 交付対象経費	4 交付率	5 重要な変更
1 農地維持 支払交付金	対象組織	交付金実施要綱別紙1の規定に基づき、対象組織の代表と市長との間で締結される協定により5年間以上継続して行われる対象活動を行う対象組織が活動を実施するために要する経費	10割	ア 様式第1号の2の交付額の増減 イ 本交付金交付額と次項の交付金交付額との相互間における3割を超える額の増減
2 資源向上 支払交付金	対象組織	交付金実施要綱別紙2の規定に基づき行われる、次のいずれかに掲げる活動に取り組む対象組織が活動を実施するために要する経費 ア 地域資源の質的向上を図る共同活動 イ 施設の長寿命化のための活動 ウ 組織の広域化・体制強化	10割	ア 様式第1号の2の交付額の増減 イ 本交付金交付額と前項の交付金交付額との相互間における3割を超える額の増減

別表2（第3条関係）
【地目別交付単価（上限）】

（単位：円／10アール）

1 地目	2 交付単価 1	3 交付単価 2	4 交付単価 3	5 交付単価 4	6 交付単価 5	7 交付単価 6
田	3,000	2,400	4,400	400	400	400
畑	2,000	1,440	2,000	240	240	240
草地	250	240	400	40	40	40

備考

- ア 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）のうち、市から認定を受け、又は市と締結した協定に、協定の対象となる資源として位置付けられた農用地であって、共同活動又は地域資源の質的向上を図る共同活動を5年間以上実施した農用地又は施設の長寿命化のための活動に取り組んでいる対象農用地であるものについては、別表2の第3欄に掲げる額に0.75を乗じて得た額を交付単価とする。
- イ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）のうち多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は、当該支払の交付単価に5/6を乗じて得た額を交付単価とする。
- ウ 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）のうち、交付金実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない活動組織については、別表2の第4欄に掲げる額に5/6を乗じて得た額を交付単価とする。

別表3（第3条関係）

1 平地
【交付単価】

（単位：円／組織）

1 規模要件	2 交付単価	3 交付率	4 事業期間
50ha未満	0円	10割	5か年
50ha以上100ha未満	2万円	10割	5か年
100ha以上150ha未満	4万円	10割	5か年
150ha以上200ha未満	6万円	10割	5か年
200ha以上1,000ha未満又は特定非営利活動法人	8万円	10割	5か年
1,000ha以上	16万円	10割	5か年

2 中山間地
【交付単価】

（単位：円／組織）

1 規模要件	2 交付単価	3 交付率	4 事業期間
25ha未満	1万円	10割	5か年
25ha以上50ha未満	2万円	10割	5か年
50ha以上75ha未満	4万円	10割	5か年
75ha以上100ha未満	5万円	10割	5か年
100ha以上200ha未満	6万円	10割	5か年
200ha以上1,000ha未満又は特定非営利活動法人	8万円	10割	5か年
1,000ha以上	16万円	10割	5か年
協定に参加する集落が3集落以上の範囲で協定の対象とする区域	4万円	10割	5か年